

青森労働局発表  
平成23年11月25日

青森労働局職業安定部職業対策課  
課長 大坊昌司  
課長補佐 塩谷康道  
障害者雇用担当官 高橋るみ子

青森市新町二丁目4-25  
青森合同庁舎 7F  
TEL 017(721)2003  
FAX 017(773)5372

**平成23年度**

## **障害者雇用状況報告のまとめ**

**—平成23年6月1日現在—**

平成23年11月

青森労働局職業安定部

# I. はじめに

障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国及び地方公共団体は、次に掲げる一定の割合（以下「法定雇用率」という。）以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされ、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、厚生労働大臣に報告しなければならないこととされている。

厚生労働省では、今般、平成23年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめたところである。

青森県における障害者の雇用状況等の結果の概要は、次頁以降のとおりである。

## ※ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用の義務の対象となる障害者は身体障害者及び知的障害者であるが、精神障害者が実雇用率の算定対象とされた。

（カッコ内はそれぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

### ○ 民間企業

- ・ 一般の民間企業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.8%  
（対象企業：56人以上規模の企業）
- ・ 特殊法人等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.1%  
（対象法人：48人以上規模の特殊法人及び独立行政法人）

### ○ 国、地方公共団体

- ・ 国、地方公共団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.1%  
（対象機関：職員数48人以上規模の機関）
- ・ 都道府県等の教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.0%  
（対象機関：職員数50人以上規模の機関）

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。（重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである）

※ なお、上記雇用率の設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している

## II. 民間企業における雇用状況

(注)平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。

### 1. 一般の民間企業

#### (1) 雇用されている障害者の数及び実雇用率

1.8%の法定雇用率が適用される一般の民間企業数(56人規模以上の企業)は712企業、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数は127,829.5人となった(仮に、本年において改正前の制度に基づいて計算したとすると算定労働者数は116,866.0人となり980人増加したと推計される)。

雇用されている障害者の数は2,131.0人となった。(仮に、本年において改正前の制度に基づき、重度障害者以外の短時間身体障害者と短時間知的障害者を除いて計算したとすると、2,070.0人となり、前年より4.60%(91人)増加となる)。

この結果、実雇用率は1.67%となった(仮に、本年において改正前の制度に基づいて計算したとすると1.77%(前年1.71%)と推計される)。

(第1表、第2表)

第1表 一般の民間企業における障害者の雇用状況

(平成23年6月1日現在)

法定雇用率	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業数	⑥ 法定雇用率達成企業割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
1.8%	企業 712	人 127,829.5	人 501	人 89	人 963	人 154.0	人 2,131.0	人 174.0	% 1.67	企業 333	% 46.8
(1.8%)	( 666 )	( 115,886.0 )	( 474 )	( 57 )	( 960 )	( 28.0 )	( 1,979.0 )	( 171.5 )	( 1.71 )	( 329 )	( 49.4 )

(厚生労働省職業安定局集計)

- 注1. ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
2. ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
3. A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
4. F欄の「うち新規雇用分」は、平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
5. ( )内は平成22年6月1日現在の数値である。(D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ)なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第2表 一般の民間企業における障害者数及び実雇用率の推移

(各年6月1日現在)

年	① 企業数	② 障害者数		③ 実雇用率		④ 法定雇用率達成企業数		⑤ 全国実雇用率
		人	前年比増減	%	前年比増減	割合	割合	
	企業	人	人	%	ポイント	企業	④÷①×100	%
平成元年	454	1,100		1.39		192	42.3	1.32
2	465	1,162	62	1.43	0.04	188	40.4	1.32
3	535	1,280	118	1.44	0.01	211	39.4	1.32
4	570	1,379	99	1.48	0.04	237	41.6	1.36
5	579	1,536	157	1.60	0.12	246	42.5	1.41
6	588	1,561	25	1.60	0.00	248	42.2	1.44
7	581	1,601	40	1.64	0.04	249	42.9	1.45
8	570	1,592	△ 9	1.62	△ 0.02	256	44.9	1.47
9	562	1,588	△ 4	1.60	△ 0.02	261	46.4	1.47
10	584	1,563	△ 25	1.54	△ 0.06	247	42.3	1.48
11	681	1,596	33	1.50	△ 0.04	251	36.9	1.49
12	676	1,556	△ 40	1.46	△ 0.04	248	36.7	1.49
13	671	1,583	27	1.49	0.03	257	38.3	1.49
14	662	1,553	△ 30	1.53	0.04	256	38.7	1.47
15	666	1,549	△ 4	1.50	△ 0.03	272	40.8	1.48
16	675	1,612	63	1.52	0.02	290	43.0	1.46
17	694	1,682	70	1.54	0.02	290	41.8	1.49
18	711	1,701.0	19.0	1.52	△ 0.02	298	41.9	1.52
19	702	1,769.5	68.5	1.56	0.04	304	43.3	1.55
20	688	1,827.0	57.5	1.57	0.01	293	42.6	1.59
21	661	1,926.0	99.0	1.65	0.08	292	44.2	1.63
22	666	1,979.0	53.0	1.71	0.06	329	49.4	1.68
23	712	2,131.0	152.0	1.67	△ 0.04	333	46.8	1.65

(厚生労働省職業安定局集計)

(注) 1 雇用率算定対象障害者数は、次に掲げるものをいう。

平成5年～平成17年	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者
平成18年～	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者(短時間労働者は0.5カウント)
平成23年～	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント、短時間労働者は0.5カウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント、短時間労働者は0.5カウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者(短時間労働者は0.5カウント)

2 平成11年から法定雇用率が1.6%から1.8%に引き上げられ、調査対象企業が63人規模以上から56人規模以上企業となった。

3 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

## (2) 企業規模別の雇用状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は「第3表－③欄」のとおり56人～100人未満規模企業で前年を下回ったが、500人～1,000人未満規模企業は前年と同数であり、他の規模企業では前年を上回った。

また、実雇用率は、100人～300人未満規模企業で前年(1.69%)より上昇したが、他の規模企業では低下した。

(第3表)

第3表 一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況

(平成23年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 712 ( 666 )	人 127,829.5 ( 115,886.0 )	人 501 ( 474 )	人 89 ( 57 )	人 963 ( 960 )	人 154.0 ( 28.0 )	人 2,131.0 ( 1,979.0 )	人 174.0 ( 171.5 )	% 1.67 ( 1.71 )	企業 333 ( 329 )	% 46.8 ( 49.4 )
56～ 100人未満	企業 307 ( 283 )	人 22,023.5 ( 20,379.0 )	人 64 ( 58 )	人 5 ( 4 )	人 136 ( 164 )	人 20.0 ( 3.0 )	人 279.0 ( 285.5 )	人 17.5 ( 28.0 )	% 1.27 ( 1.40 )	企業 132 ( 131 )	% 43.0 ( 46.3 )
100～ 300人未満	企業 311 ( 293 )	人 46,394.0 ( 43,352.0 )	人 193 ( 180 )	人 36 ( 23 )	人 358 ( 344 )	人 70.0 ( 14.0 )	人 815.0 ( 734.0 )	人 72.0 ( 40.0 )	% 1.76 ( 1.69 )	企業 156 ( 150 )	% 50.2 ( 51.2 )
300～ 500人未満	企業 53 ( 47 )	人 18,208.5 ( 15,138.0 )	人 62 ( 54 )	人 16 ( 13 )	人 133 ( 122 )	人 26.0 ( 6.0 )	人 286.0 ( 246.0 )	人 23.5 ( 16.0 )	% 1.57 ( 1.63 )	企業 24 ( 22 )	% 45.3 ( 46.8 )
500～ 1,000人未満	企業 28 ( 31 )	人 18,874.0 ( 17,892.0 )	人 75 ( 80 )	人 9 ( 11 )	人 144 ( 143 )	人 26.0 ( 4.0 )	人 316.0 ( 316.0 )	人 19.0 ( 35.5 )	% 1.67 ( 1.77 )	企業 13 ( 17 )	% 46.4 ( 54.8 )
1,000人以上	企業 13 ( 12 )	人 22,329.5 ( 19,125.0 )	人 107 ( 102 )	人 23 ( 6 )	人 192 ( 187 )	人 12.0 ( 1.0 )	人 435.0 ( 397.5 )	人 42.0 ( 52.0 )	% 1.95 ( 2.08 )	企業 8 ( 9 )	% 61.5 ( 75.0 )

(厚生労働省職業安定局集計)

(注) 第1表と同じ

平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

### (3) 企業規模別における新規雇入れ障害者数の状況

平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に、一般の民間企業に新規に雇入れられた障害者数は174.0人となり、前年に比較して2.5人増加した。

規模別の構成割合をみると、100人～300人未満規模企業および300人～500人未満規模企業の新規雇入れ障害者数は前年と比較して増加したが、その他の規模企業で減少した。

(第4表)

第4表 一般の民間における企業規模別新規雇入れ障害者数の状況

区 分	新規雇入れ障害者数	
	人	構成割合 %
56～100人未満	17.5 (28.0)	10.1 (16.3)
100～300人未満	72.0 (40.0)	41.4 (23.3)
300～500人未満	23.5 (16.0)	13.5 (9.3)
500～1,000人未満	19.0 (35.5)	10.9 (20.7)
1,000人以上	42.0 (52.0)	24.1 (30.3)
規 模 計	174.0 (171.5)	100.0 (100.0)

(厚生労働省職業安定局集計)

(注) 1 新規雇入れ者とは、平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に雇入れられ平成23年6月1日現在在職している者である。

2 下段( )は前年6月1日現在の数値である。

3 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

#### (4) 産業別の雇用状況

産業別に雇用状況をみると、実雇用率では、製造業(1.96%→1.91%)、情報通信業(1.11%→1.08%)、運輸・郵便業(1.98%→1.81%)、宿泊・飲食サービス業(1.46%→1.29%)、生活関連サービス・娯楽業(3.71%→3.12%)、医療・福祉(1.81%→1.75%)、サービス業(1.62%→1.51%)で前年より低下した。

一方、建設業(1.59%→1.78%)、卸売・小売業(1.26%→1.31%)、教育・学習支援業(1.13%→1.17%)、複合サービス事業(1.09%→1.24%)、で前年より上昇した。

(第5表)

第5表 一般の民間企業における産業別障害者の雇用状況

(平成23年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
産業計	712 (666)	127,829.5 (115,886.0)	501 (474)	89 (57)	963 (960)	154.0 (28.0)	2,131.0 (1,979.0)	174.0 (171.5)	1.67 (1.71)	333 (329)	46.8 (49.4)
農・林・漁業	6 (9)	952.0 (1,137.0)	3 (3)	0 (0)	6 (13)	0.0 (0.0)	12.0 (19.0)	0.0 (2.0)	1.26 (1.67)	3 (6)	50.0 (66.7)
建設業	26 (19)	2,495.5 (1,607.0)	10 (4)	2 (0)	22 (17)	1.0 (1.0)	44.5 (25.5)	6.0 (2.0)	1.78 (1.59)	17 (11)	65.4 (57.9)
製造業	150 (147)	34,103.0 (32,702.0)	166 (161)	8 (6)	302 (312)	20.0 (1.0)	652.0 (640.5)	40.0 (41.5)	1.91 (1.96)	91 (89)	60.7 (60.5)
情報通信業	16 (13)	2,033.5 (1,801.0)	7 (7)	0 (0)	8 (6)	0.0 (0.0)	22.0 (20.0)	0.0 (0.0)	1.08 (1.11)	7 (6)	43.8 (46.2)
運輸・郵便業	51 (41)	7,134.0 (5,794.0)	27 (23)	4 (4)	70 (65)	2.0 (0.0)	129.0 (115.0)	13.0 (8.0)	1.81 (1.98)	28 (24)	54.9 (58.5)
卸売・小売業	121 (128)	25,886.0 (23,872.0)	64 (62)	31 (12)	157 (160)	39.0 (10.0)	335.5 (301.0)	31.5 (43.0)	1.31 (1.26)	34 (39)	28.1 (30.5)
金融・保険業	9 (10)	6,015.0 (5,785.0)	36 (35)	2 (0)	26 (27)	2.0 (0.0)	101.0 (97.0)	13.0 (8.0)	1.68 (1.68)	4 (4)	44.4 (40.0)
不動産・物品賃貸業	3 (3)	555.5 (515.0)	3 (2)	0 (0)	2 (0)	0.0 (0.0)	8.0 (4.0)	0.0 (0.0)	1.44 (0.78)	1 (0)	33.3 (0.0)
学術研究・専門・技術サービス業	12 (13)	929.0 (1,035.0)	3 (4)	0 (0)	1 (3)	0.0 (0.0)	7.0 (11.0)	0.0 (0.0)	0.75 (1.06)	3 (4)	25.0 (30.8)
宿泊・飲食サービス業	26 (26)	2,873.5 (2,810.0)	6 (7)	0 (0)	21 (26)	8.0 (2.0)	37.0 (41.0)	0.0 (6.0)	1.29 (1.46)	13 (17)	50.0 (65.4)
生活関連サービス・娯楽業	23 (18)	3,395.0 (3,058.0)	22 (25)	2 (2)	59 (61)	2.0 (1.0)	106.0 (113.5)	2.0 (1.0)	3.12 (3.71)	11 (11)	47.8 (61.1)
教育・学習支援業	11 (11)	1,708.5 (1,591.0)	5 (4)	0 (0)	10 (10)	0.0 (0.0)	20.0 (18.0)	1.0 (0.0)	1.17 (1.13)	4 (5)	36.4 (45.5)
医療・福祉	182 (153)	26,856.0 (22,057.0)	109 (100)	34 (25)	190 (170)	57.0 (10.0)	470.5 (400.0)	54.0 (45.5)	1.75 (1.81)	85 (82)	46.7 (53.6)
複合サービス事業	15 (15)	4,059.0 (4,331.0)	12 (12)	0 (0)	26 (23)	1.0 (0.0)	50.5 (47.0)	5.0 (6.0)	1.24 (1.09)	5 (3)	33.3 (20.0)
サービス業	61 (60)	9,034.0 (7,791.0)	28 (25)	6 (8)	63 (67)	22.0 (3.0)	136.0 (126.5)	8.5 (8.5)	1.51 (1.62)	27 (28)	44.3 (46.7)

(厚生労働省職業安定局集計)

(注) 第1表と同じ

平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較するのは適当ではない状況である。

(5) 産業別における新規雇入れ障害者数の状況

平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に、新たに雇入れられた障害者の人について産業別にみると、建設業、運輸・郵便業、金融・保険業、医療・福祉等で増加している。製造業、卸売・小売業、医療・福祉の3業種で全体の72.1%を占めている。

(第6表)

第6表 一般の民間における産業別新規雇入れ障害者数の状況

区 分	新規雇入れ障害者数	
	人	構成割合 %
農・林・漁業	0.0 ( 2.0 )	0.0 ( 1.2 )
建設業	6.0 ( 2.0 )	3.4 ( 1.2 )
製造業	40.0 ( 41.5 )	23.0 ( 24.2 )
情報通信業	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )
運輸・郵便業	13.0 ( 8.0 )	7.5 ( 4.7 )
卸売・小売業	31.5 ( 43.0 )	18.1 ( 25.1 )
金融・保険業	13.0 ( 8.0 )	7.5 ( 4.7 )
不動産・物品賃貸業	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )
学術研究,専門・技術サービス業	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )
宿泊・飲食サービス業	0.0 ( 6.0 )	0.0 ( 3.5 )
生活関連サービス・娯楽業	2.0 ( 1.0 )	1.1 ( 0.6 )
教育・学習支援業	1.0 ( 0.0 )	0.6 ( 0.0 )
医療・福祉	54.0 ( 45.5 )	31.0 ( 26.5 )
複合サービス事業	5.0 ( 6.0 )	2.9 ( 3.5 )
サービス業	8.5 ( 8.5 )	4.9 ( 5.0 )
産 業 計	174.0 ( 171.5 )	100.0 ( 100.0 )

(厚生労働省職業安定局集計)

(注)第4表と同じ

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

2. 特殊法人等における雇用状況

2.1%の法定雇用率が適用される特殊法人等における法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数は1,971.0人、雇用されている障害者の数は43.0人となり、実雇用率は2.18%となった。

(第7表)

第7表 特殊法人等における障害者の雇用状況

法定雇用率	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5				F. うち新規雇用分
2.1%	機関 4	1,971.0 人	11 人	0 人	21 人	0 人	43.0 人	9.0 人	2.18 %	機関 4	100.0 %
(2.1%)	( 3 )	( 1,524.0 )	( 8 )	( 0 )	( 17 )	( 0 )	( 33.0 )	( 9.0 )	( 2.17 )	( 3 )	( 100.0 )

(注) 1 下段 ( )は前年6月1日現在の数値である。

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。



### Ⅲ. 地方公共団体における雇用状況

(注)平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。

#### 1. 法定雇用率2.1%が適用される機関の状況(県・市町村等の地方公共団体)

地方公共団体のうち、法定雇用率2.1%が適用される行政機関の雇用状況をみると、障害者を1人以上雇用すべき機関(除外職員を除く職員数48人以上の機関)の数は、前年より1機関増の59機関であり、雇用されている障害者数は392.5人と前年調査より5.5人減少し、実雇用率は2.02%となった。

(第8表)

#### 2. 法定雇用率2.0%が適用される機関の状況(県教育委員会)

法定雇用率2.0%が適用される機関(除外職員を除く職員数50人以上の機関)についてみると、雇用されている障害者数が132.0人と前年調査より1人減少したが、職員数も115.5人減少したことから、実雇用率は1.48%と前年調査より0.01ポイント上昇した。

(第8表)

第8表 地方公共団体における障害者の在職状況

(平成23年6月1日現在)

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
法定雇用率2.1%が適用される機関	機関 59 ( 58 )	人 19,446.5 ( 17,556.0 )	人 97 ( 98 )	人 6 ( 0 )	人 188 ( 202 )	人 9 ( 0 )	人 392.5 ( 398.0 )	人 27.5 ( 21.0 )	% 2.02 ( 2.27 )	機関 42 ( 46 )	% 71.2 ( 79.3 )
法定雇用率2.0%が適用される機関	1 ( 1 )	8,906.5 ( 9,022.0 )	35 ( 36 )	1 ( 0 )	61 ( 61 )	0 ( 0 )	132.0 ( 133.0 )	2.0 ( 5.0 )	1.48 ( 1.47 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )

(厚生労働省職業安定局集計)

(注) 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。除外職員とは、国務大臣、警察官、自衛官等「国民の生命の保護とともに、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員」であり、障害者雇用率を乗ずる場合、職員総数に算入しないこととしている。

2 以下第1表と同じ

### 3. 機関区分別の状況

地方公共団体における雇用状況を機関区分別にみると、2.1%の法定雇用率が適用される県の機関は2.27%と前年調査より0.28ポイント低下し、市町村等の機関も1.94%と前年調査より0.23ポイント低下した。

また、教育委員会は、県の機関(法定雇用率2.0%)と市の機関(法定雇用率2.1%)では法定雇用率が異なるが、県教育委員会の実雇用率は1.48%と前年調査より0.01ポイント上昇、市教育委員会の実雇用率は1.91%と前年調査より0.39ポイント低下した。

(第9表)

第9表 地方公共団体における機関区分別障害者の在職状況

(平成23年6月1日現在)

区 分	法定雇用率2.1%が適用される機関			法定雇用率2.0%が適用される機関		
	① 法定雇用障害 者の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実 雇 用 率 $② \div ① \times 100$	① 法定雇用障害 者の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実 雇 用 率 $② \div ① \times 100$
	人	人	%	人	人	%
県 の 機 関	4,876.5 (4,636.0)	110.5 (118.0)	2.27 (2.55)	8,906.5 (9,022.0)	132.0 (133.0)	1.48 (1.47)
市 町 村 等 の 機 関 計	14,570.0 (13,291.0)	282.0 (289.0)	1.94 (2.17)			
市町村の首長 局	11,634.5 (10,877.0)	227.0 (237.0)	1.95 (2.18)			
市の公営機関	1,703.0 (1,195.0)	31.5 (24.0)	1.85 (2.01)			
市教育委員会	1,232.5 (1,219.0)	23.5 (28.0)	1.91 (2.30)			

(注)1 下段( )は前年6月1日現在の数値である。

(青森労働局職業安定部集計)

**※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。**